

地震発生予想時の対応について

紀宝町立相野谷中学校

警戒宣言発令の緊急事態に備え、生徒の安全を図るため、次により生徒を迅速、的確な避難誘導を行います。

(1) 在校中

生徒在校中に地震注意情報または警戒宣言が出された場合は、直ちに教育活動を打ち切るものとし、生徒は原則として保護者あるいは保護者にかわる方による引き取りにより避難（帰宅）させます。

- ① 学校は直ちに全校に対し、情報を伝達すると共に、生徒の所在を各学級ごとに名簿により確認し、保護者と連絡をとります。
- ② 引き取りの際、学校は引き取りに来られた方の確認及び記録を行います。また、学校は、引き取りあるまで生徒を保護します。
- ③ 遠足、修学旅行、遠征等で校外活動中の避難誘導の応急対策については別に定めます。

(2) 登下校中

登下校中に地震注意情報または警戒宣言が出された場合においても、生徒は(1)と同様原則として帰宅させるものとしませんが、学校管理下を離れ、情報入手した生徒独自の判断により行動することになるので、次により地震注意情報発令時、警戒宣言時及び災害発生時における避難に関する基本行動を予め十分指導するものとしします。

- ① 登下校途上にある場合は、避難経路を通過して速やかに帰宅するものとしします。なお、生徒の判断により帰路の安全が確認できない場合は一旦登校し、(1)により在校中の避難行動をとらせるものとしします。
- ② 交通機関の利用者については、その場の指示に従うものとし、生徒独自の判断による行動は、絶対にとらないよう指導します。

(3) 在宅中

地震注意情報発令から解除までの間は、自宅待機とします。

地震注意情報または警戒宣言発令から同情報、宣言が解除されるまでの間は休校とするので、在宅中の生徒は登校せず、安全の確保に努めるよう指導します。

(4) 津波警報

津波警報等が発表されたときは、生徒はすみやかに最寄りの避難場所に避難します。

平成26年4月改訂